

堺あったか ぬくもりプラン

2026
2031

5

第5次堺市地域福祉計画・

第7次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画

概要版

“ともに暮らすまち”

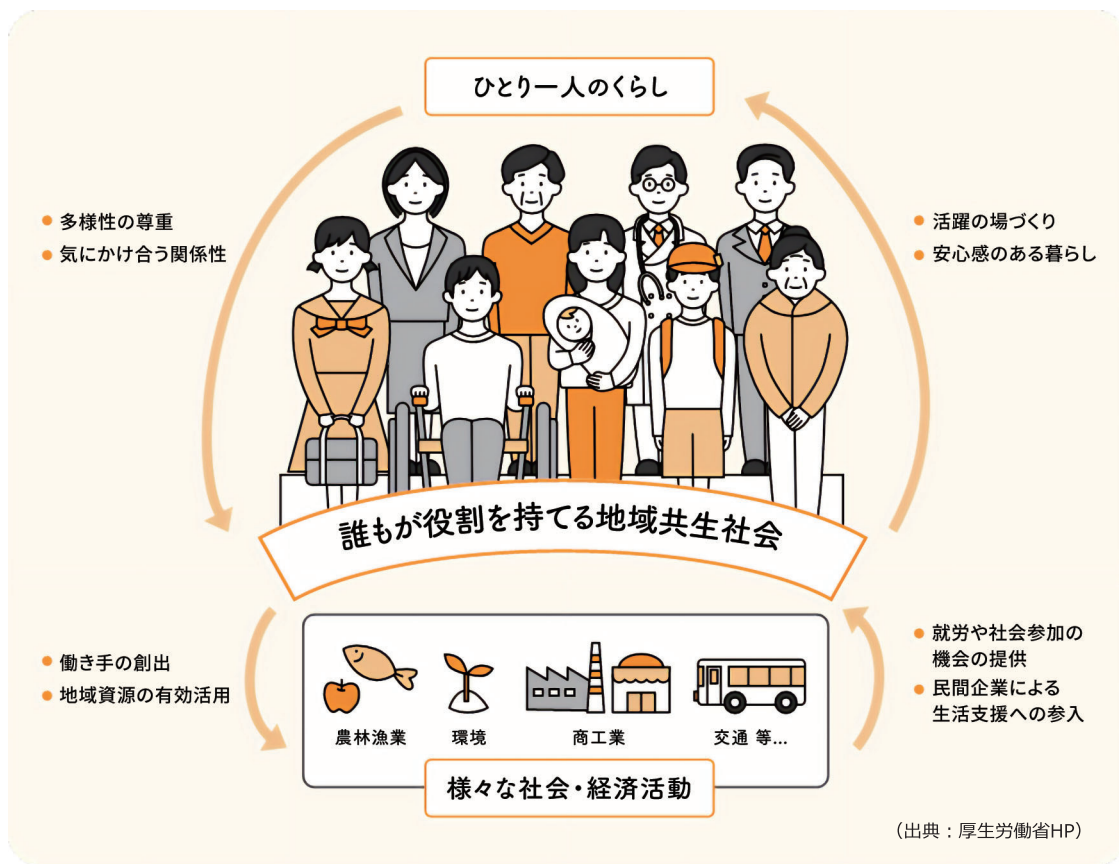
“支えあい続けるしくみ”を
わたしたちの“参加と協働”でつくる

令和8(2026)年3月

第1章 計画策定に当たって

人口減少・高齢化、人口構造の変化が避けられない時代となりました。また、家族のあり方が多様化し、地縁的なつながりが希薄になる中で、社会的孤立や複合的な課題を抱える人々が増加しています。このような状況だからこそ、行政や社協、専門職が役割を十分果たすことに加え、地域住民同士のあたたかな見守りや助け合い、そして様々な団体や企業による「地域の力」を最大限に引き出すことが必要です。

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民それぞれの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会」の実現をめざします。



本市は「SDGs未来都市」として、SDGsの視点を取り入れて様々な施策を展開しており、地域福祉の推進も重要な柱の一つです。

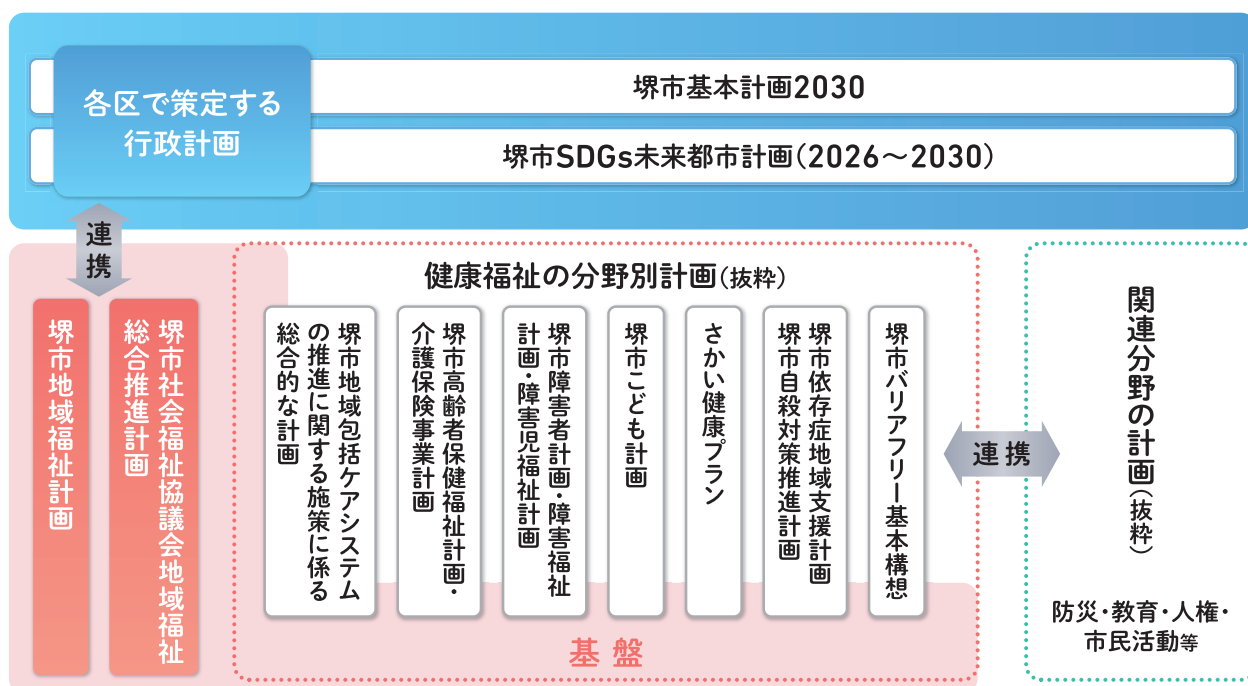
SDGsの17の目標のうち、地域福祉と関連の深いものとして、「貧困をなくそう」、「飢餓をゼロに」、「すべての人に健康と福祉を」、「人や国の不平等をなくそう」、「住み続けられるまちづくりを」等が挙げられます。



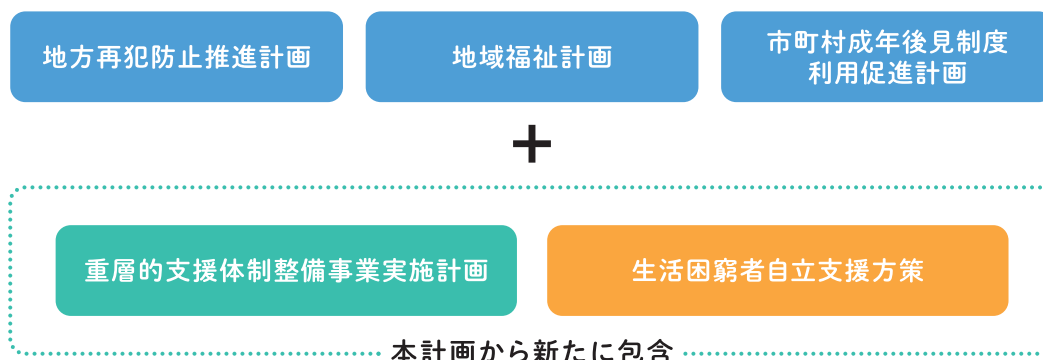
この計画は、「堺市地域福祉計画」と「堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画」を一体的に策定したものです。「地域福祉計画」は、健康福祉の分野別計画の基盤となる事項や共通して取り組む事項、地域福祉を推進する上で重点的に取り組む事項を定めた計画です。

「堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画」は、地域福祉を民間の立場から推進する機関である堺市社会福祉協議会(以下「社協」という。)が、地域住民・団体・企業・事業者・NPO等と協働し、重点的に取り組む事項を定めた計画です。

2つの計画は理念や取組の視点、基本目標を共有し、「公」と「民」の協働による地域福祉を推進します。



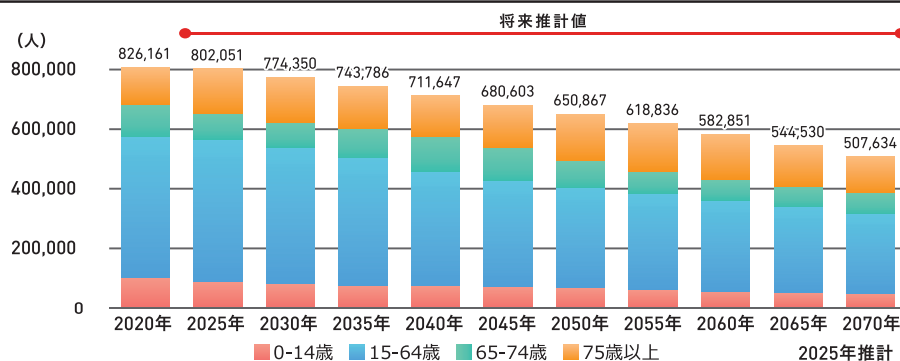
本計画は、「市町村成年後見制度利用促進計画」、「地方再犯防止推進計画」を包含します。また、「重層的支援体制整備事業実施計画」、生活困窮者自立支援制度を地域福祉に関連する施策と連携して推進することを目的とした「生活困窮者自立支援方策」も新たに包含します。



第2章 堺市の地域福祉をとりまく状況

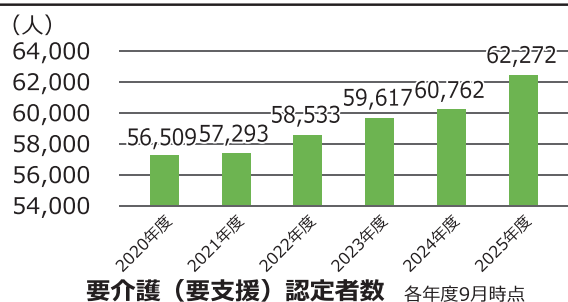
堺市の現状を知ること、地域の強みや課題を把握し、地域共生社会の実現に向けて、協働で取り組みましょう。

●**本市の人口** 人口減少・高齢化の進行に加え、世帯の小規模化や外国人住民の増加により、従来の地域コミュニティだけでは対応が難しい福祉課題の増加が懸念されます。多様な世代や背景を持つ住民が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、単身世帯の孤立防止や多文化への配慮等、複合的な課題に応じた施策が求められています。

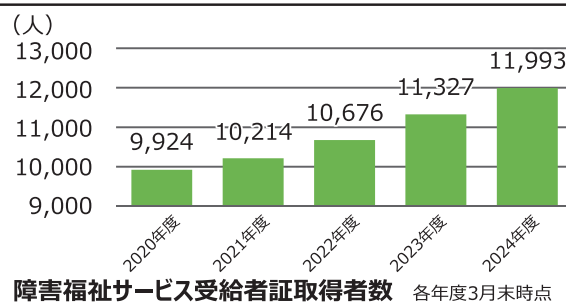


	2020年		2025年	増減率
出生数	5,925人	→	4,899人	-17.3%
1世帯あたりの人数	2.07人	→	1.95人	-5.8%
外国人住民	15,601人	→	19,906人	+27.6%

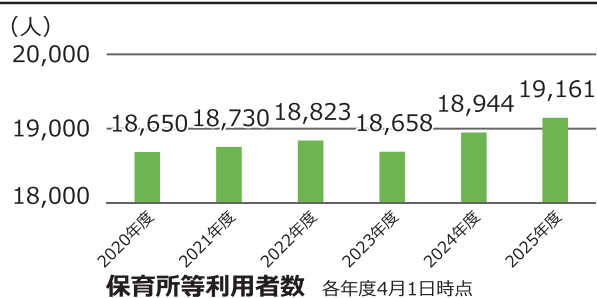
●**高齢者の状況** 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、多様な主体が連携した見守り等の仕組みの構築が重要です。



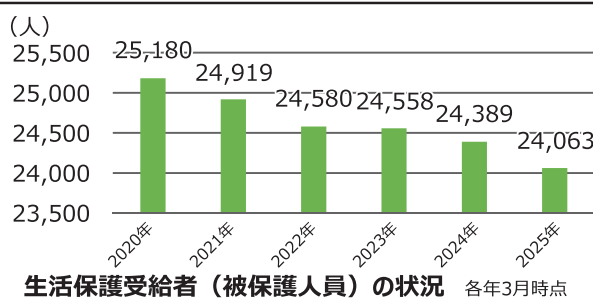
●**障害者の状況** 様々な方が福祉サービスを必要としていることから、様々な障害や難病患者等への支援体制を強化することが重要です。



●**こども・子育ての状況** 待機児童数や、こどもの貧困率等は改善しているものの、子育て世帯や貧困状態にあるこどもの支援は重要です。



●**生活保護・生活困窮者支援の状況** 生活困窮者への支援にあたっては、個別の課題に寄り添う支援を継続することが重要です。

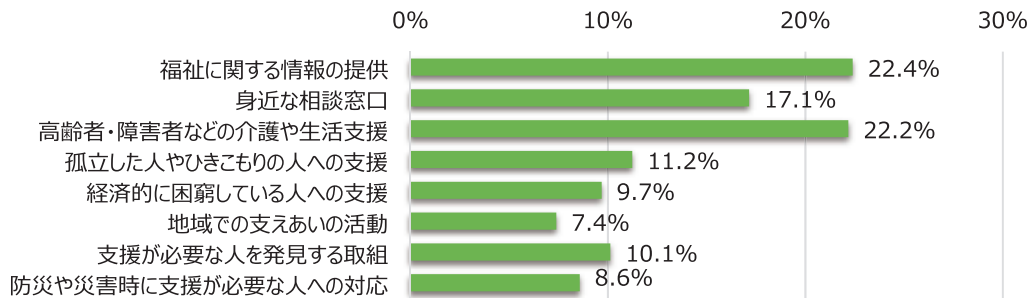


こどもの貧困率	2016年	2023年
	15.9%	→ 13.1%

【アンケート調査の結果】（2024 年 11 月実施）

●福祉サービスに関する情報提供の現状

支援を必要とする市民に窓口や支援に関する情報を伝えることが必要です。また、困りごとを抱えたときに相談につながるよう、日ごろから相談窓口等を知ってもらうことが重要です。



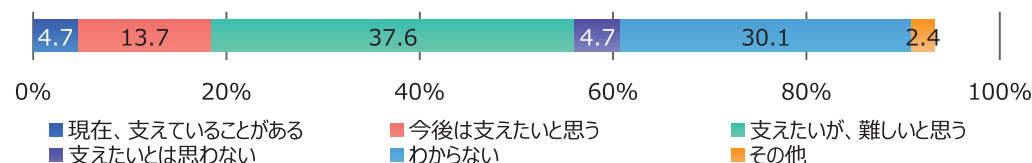
本市の福祉に関する環境について、不十分だと思うこと（上位回答）

●地域の支え合い、地域の活動への参加意識

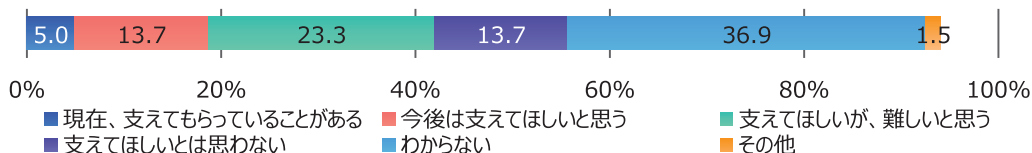
日常生活の困りごとや不安を解決するひとつの方法として、地域の中で支えたい・支えてほしいという意識があるにもかかわらず、実際には難しいという回答が多数です。

一方で、支えていることがある方の多くは、「支えてもらっていることがある」、「今後は支えてほしい」と回答しています。つまり、「支えてもらうこと」への抵抗感は、「自分が支える」ことで軽減でき、地域の「支え合い」につながる可能性を示唆しています。

そのためには、まず何らかの形で市民が地域の活動に参加することが重要です。



地域の人を支えることへの意識



地域の人から支えてもらうことへの意識

対応すべき課題

- すべての分野に共通する課題：地域福祉に関する的確な情報提供
- 相談・支援関係
 - ①地域での気づきや見守りを活かし、アウトリーチによる支援につなぐ取組
 - ②多様な主体の連携・協働による包括的な支援体制の充実
- 参加しやすい活動への参加をきっかけとする地域での支え合いの形成
- 成年後見制度の認知度向上・利用負担軽減、関係機関・団体の連携強化
- 再犯防止の取組についての理解促進、関係機関・団体の連携強化
- 生活困窮者自立支援制度の一層の活用・連携強化
- 災害に関する情報発信・啓発、平時からの連携

第3章 計画の推進方針と目標

取組の理念

“ともに暮らすまち”、“支えあい続けるしくみ”をわたしたちの“参加と協働”でつくる

取組の視点

「取組の理念」を実現するために、次の4つの視点を踏まえ、すべての活動や事業を推進します。

- (1) 人権を尊重し、共生を進める
- (2) すべての人が尊厳をもち、社会の一員として生活できるよう、包括的に支援する
- (3) 多様な人や組織が参加、協働する
- (4) 社会の変化や法律・制度の変化に柔軟に対応する

取組の基本目標

「取組の理念」を実現するために、次の4つの基本目標の達成をめざします。

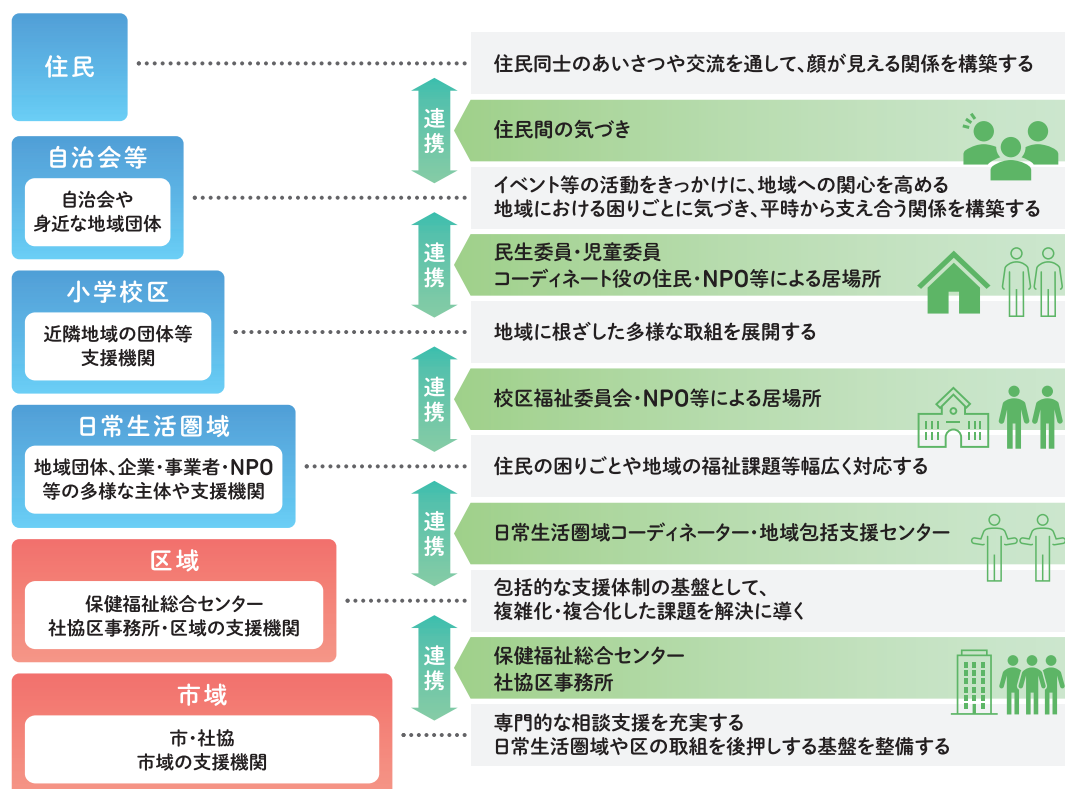
- 基本目標1 誰一人取り残さない支援体制が構築できている
- 基本目標2 多様な人や組織の参加と協働により“ともに暮らすまち”が実現できている
- 基本目標3 すべての人の権利が守られ、尊厳のある本人らしい生活が継続できている
- 基本目標4 災害時にも安心で、支え合う仕組みができている

わたしたちの役割と協働

市や社協だけでなく、住民・地域団体や企業・事業者・NPO等がそれぞれの強みを発揮し、役割を分担しながら、互いに連携・協働し、地域福祉の取組を推進します。

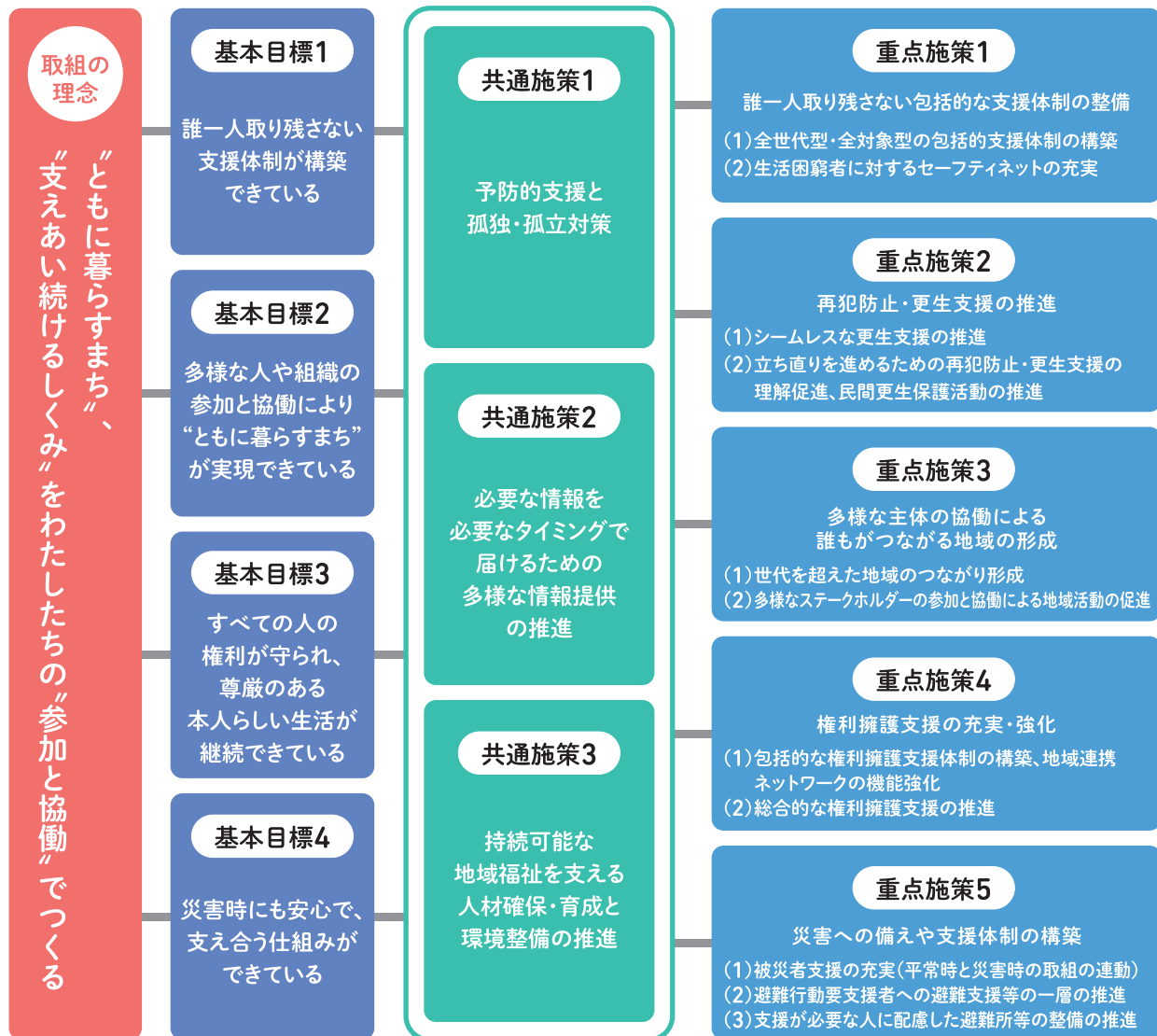
エリアごとの取組と連携

地域福祉の様々な課題に効果的に対応するために、各々のエリアがもつ機能や資源の強みを活かします。



第4章 市が重点的に取り組む施策

第3章で掲げた「取組の基本目標」に基づき、市は様々な主体と協働しながら、次に掲げる施策に重点的に取り組みます。



共通施策1 予防的支援と孤独・孤立対策

高齢、障害、児童、若年、生活困窮者等すべての分野において、「予防的支援」と「孤独・孤立対策」の視点を取り入れます。

共通施策2 必要な情報を必要なタイミングで届けるための多様な情報提供の推進

情報の届きにくさという課題に対応するため、自ら情報を探す「プル型」と、対象者に合わせて必要な情報を届ける「プッシュ型」を組み合わせた情報提供を推進します。

共通施策3 持続可能な地域福祉を支える人材確保・育成と環境整備の推進

地域福祉を担う多様な人材の確保と育成を推進します。また、地域活動や福祉サービスにおける負担感を軽減するための環境整備を検討します。

第4章 市が重点的に取り組む施策

重点施策 01 誰一人取り残さない包括的な支援体制の整備

(1) 全世代型・全対象型の包括的支援体制の構築

- ・包括的な支援体制を充実します。
- ・複雑化・複合化した生活課題に対応する相談支援を充実します。
- ・すべての世代・課題に対応します。
- ・効果的に情報を提供します。

(2) 生活困窮者に対するセーフティネットの充実

- ・生活困窮者の自立支援を推進します(生活困窮者自立支援方策)。
- ・居住支援を強化します。
- ・最後のセーフティネットである生活保護を適正に運用します。

重点施策 02 再犯防止・更生支援の推進(地方再犯防止推進計画)

(1) シームレスな更生支援の推進

- ・司法関係機関と福祉専門職等とのネットワークを一層強化します。
- ・包括的な支援体制により支援を強化します。
- ・就労支援、居住支援を強化します。

(2) 立ち直りを進めるための再犯防止・更生支援の理解促進、民間更生保護活動の推進

- ・更生支援の必要性の周知と啓発に取り組みます。
- ・民間更生保護活動を支援します。
- ・薬物乱用の防止や薬物依存の問題を抱える方を支援します。
- ・犯罪や非行を起こしにくい環境整備に取り組みます。



重点施策 03 多様な主体の協働による誰もがつながる地域の形成

(1) 世代を超えた地域のつながり形成

- ・参加しやすい地域活動・居場所づくりを推進し、積極的に情報発信します。
- ・日常生活圏域コーディネーターの機能を強化します。
- ・地域活動や地域福祉への理解を促進します。

(2) 多様なステークホルダーの参加と協働による地域活動の促進

- ・様々な機関・企業・事業者・NPO・地域住民・団体等がつながるプラットフォームを構築します。
- ・多様な主体による取組との連携を推進します。
- ・有償の地域活動やコミュニティビジネス等、地域における多様な活動を検討・推進します。

重点施策 04 権利擁護支援の充実・強化(市町村成年後見制度利用促進計画)

(1) 包括的な権利擁護支援体制の構築、地域連携ネットワークの機能強化

- ・地域連携ネットワークの機能を強化します。
- ・中核機関である権利擁護サポートセンターの機能を強化します。
- ・成年後見制度の関連法改正に対応した支援体制を構築します。

(2) 総合的な権利擁護支援の推進

- ・権利擁護支援策の理解を促進し、対応力を向上します。
- ・虐待等の権利侵害からの回復支援、地域社会への参加支援に取り組みます。
- ・多様な地域生活課題へ対応した権利擁護支援策を充実します。
- ・権利擁護の担い手の確保・育成、活躍支援等を推進します。

重点施策 05 災害への備えや支援体制の構築

(1) 被災者支援の充実(平常時と災害時の取組の連動)

- ・平常時と災害時の取組を連動させます。
- ・被災者に対する福祉的支援を充実します。
- ・協力団体との連携による災害ボランティアセンター等の円滑な運営体制を強化します。

(2) 避難行動要支援者への避難支援等の一層の推進

- ・避難行動要支援者支援への理解を促進し、避難訓練等を推進します。
- ・避難行動要支援者の把握を推進します。
- ・避難行動要支援者の安否確認や避難支援を推進します。

(3) 支援が必要な人に配慮した避難所等の整備の推進

- ・支援が必要な人に配慮した避難所運営を推進します。
- ・円滑な避難所運営体制を構築します。

第7次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画

第7次計画のスローガン

あなたとつながり、ともに創る、「自分らしい」がかなう場所 ～“支える福祉”から“ひらく福祉”へ～

このスローガンは、「参加」や「協働」を通じて、それぞれが自分らしさを発揮し、心豊かに暮らせる社会や居場所の実現（ウェルビーイング）をめざすものです。

“「自分らしい」がかなう場所”とは、安心して過ごせる“心のよりどころ”であり、これまでの地域や福祉の枠組みを越えて、人と人がつながり、“自分の可能性を育む場”を意味します。

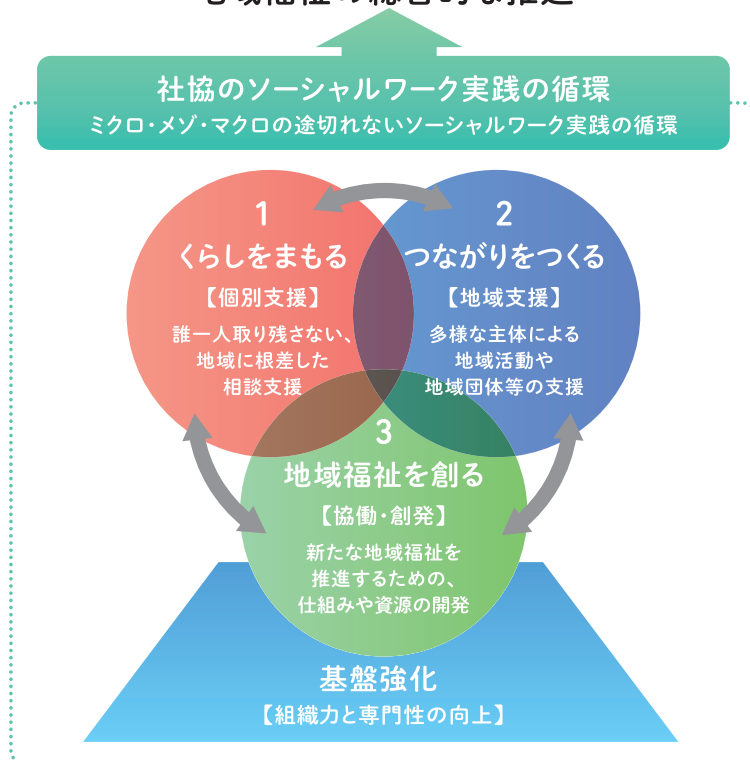
「自分らしい」とは、何かに固定されるものではなく、日々の選択や行動の中で育まれ、社会とのつながりを通じて成長し、豊かに広がっていきます。

福祉を「誰かを支える仕組み」だけにとどめず、「可能性をひらくもの」と位置づけ、すべての人が自分らしく心豊かに暮らせる社会を、ともに築いていきます。

社協が取り組む3つの方向性

社協は、地域福祉を総合的に推進する中核機関として、第6次計画に引き続き、①くらしをまもる、②つながりをつくる、③地域福祉を創る、の3つの方向性を掲げ、社協ソーシャルワーク実践の循環を通じて「地域福祉の総合的な推進」をめざします。その実現に向けて、社協の基盤強化に取り組み、組織力と専門性を向上させます。

地域福祉の総合的な推進



取り組む方向性1 くらしをまもる

(1) 地域生活課題(地域生活における困りごと)に対する相談支援を行い、くらしをまもります

- ①職員は相談を受け止め、社協一体となって相談支援を行います。
- ②区を基盤とした社協の相談支援体制を構築します。
- ③重層的支援体制整備事業における多機関協働事業において、行政と民間団体をつなぐファシリテート役を担います。

(2) 制度による支援にとどまらず、地域活動者とともに相談支援を行います

- ①アウトリーチの強化と地域活動者と協働した見守り体制の構築を進めます。
- ②制度につながる事が難しい対象者の参加支援を進めます。
- ③地域生活課題に対応する、住民と協働した支え合いの活動を創出します。
- ④社会福祉法人による社会貢献活動の創出を支援します。

取り組む方向性2 つながりをつくる

(1) 多様な興味や関心で『ゆるやか』につながる居場所づくりに取り組みます

- ①興味や関心をきっかけに、自分らしくつながることができる地域づくりを推進します。
- ②「支援する」「支援される」といった関係性を越えて、すべての人が役割をもち、自分らしくつながることができる地域づくりに取り組みます。

(2) こども・若者が主体的に参画できる活動や居場所づくりに取り組みます

- ①こども・若者が安心して集い、自分らしさを発揮できる居場所づくりを推進します。
- ②こども・若者の社会参加と意見表明が尊重される地域づくりを進めます。

(3) 区域や分野を越えて多様な主体が協働できる仕組みを構築します

- ①地域団体やNPO、社会福祉法人等の多様な主体と協働を推進する仕組みをつくります。
- ②文化・芸術やスポーツ等の多様な分野と協働し、すべての人が参加することができる“ひらく福祉”のまちづくりを進めます。

(4) 災害時に住民主体の生活再建を支援する災害ボランティアセンター等の運営体制の整備を進めます

- ①平時の地域福祉活動が災害時にも強みを発揮することができるような体制整備を進めます。
- ②災害ボランティアセンターの協働運営体制の強化に取り組み、広域災害支援ネットワークとの連携を推進します。
- ③社協の個別支援機能を活用して、発災後だけではなく中長期的な被災者支援を行います。

取り組む方向性3 地域福祉を創る

(1) 社協のソーシャルワーク実践を循環させ、地域福祉の開発機能を担います

- ①社協のソーシャルワーク実践を循環させ、個別支援と地域支援を一体的に展開します。
- ②部署間を横断した開発機能を設置し、新たな社会資源や活動の開発を行います。

(2) 総合的な権利擁護支援策を充実させます

- ①権利擁護を推進する中核機関としての機能強化を進めます。
- ②総合的な権利擁護支援の仕組みを構築します。

(3) 新しい地域福祉実践に取り組むために、財源を含めた多様な資源を調達・確保します

- ①時代に即した地域福祉実践を推進します。
- ②様々な社会資源を調達・確保するための取組を進めます。

社協の基盤強化 組織力/専門性

社協の基盤を強化するために、組織力と専門性を向上させます

- ①地域福祉を推進する機関として、社協の組織力と専門性の向上を推進します。
- ②人材育成計画に基づいた人材育成を推進します。

重層的支援体制整備事業実施計画

第4章に掲げる「重点施策1 誰一人取り残さない包括的な支援体制の整備」を推進するため、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」を実施しています。

地域住民による支え合いの充実

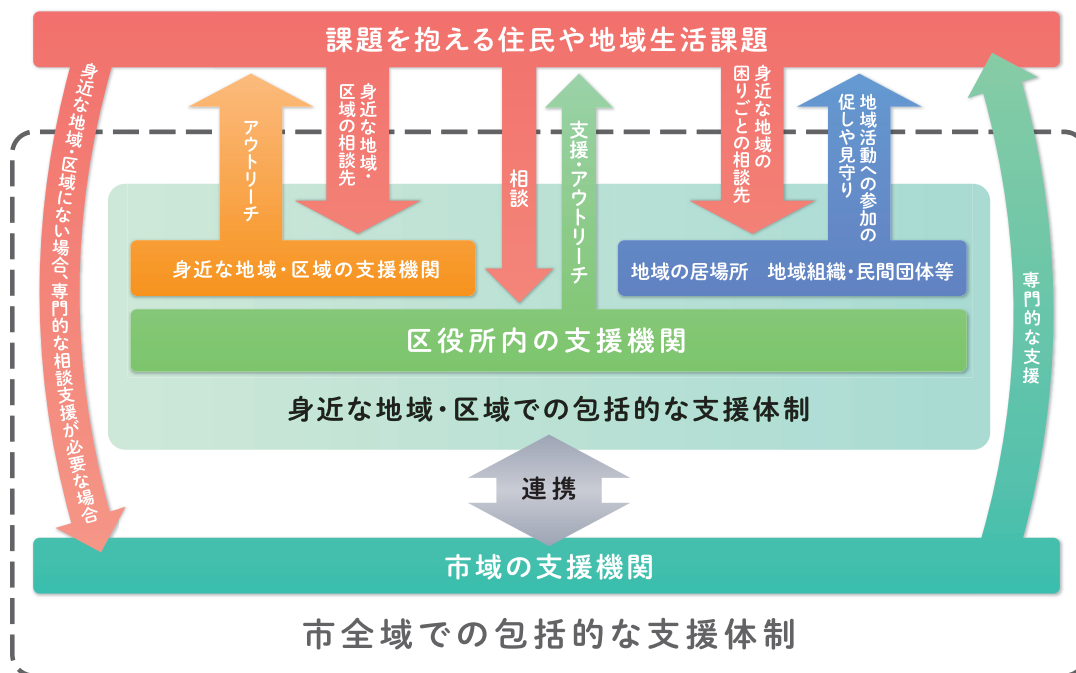
- ・住民同士のつながりを活かして、住民自身が生活課題に気づき、支え合いにつなげることをめざします。
- ・地域組織・民間団体等、地域の居場所をはじめとした多様な主体と支援機関との連携・協働を推進します。これにより、地域生活課題を早期に把握し、課題が深刻化する前の段階で予防することをめざします。

支援機関間の連携の充実

- ・各区の保健福祉総合センターは、様々な相談を受け止め、必要な支援につなげることができるように、支援機関や身近な地域・区域の関係機関、地域の居場所、地域団体等をつなぐ機能を強化します。
- ・複雑化・複合化する課題や制度の狭間にある課題にも対応できるように、支援機関が連携して課題を共有する協議の場を設け、各区を基盤とした多機関によるチーム支援を推進します。
- ・身近な地域・区域の支援機関だけでは対応が難しい課題や専門的な課題に対応できるように、市域の専門機関と連携できる体制も構築します。

重層的支援体制整備事業の推進

- ・包括的な支援体制を整備するために、重層的支援体制整備事業を実施します。この事業を通じて、福祉分野だけではなく、地域に関わる多様な団体、企業・事業者・NPO等とのつながりを強化し、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に推進します。



堺市の連絡先

堺市健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
電話:072-228-0375 FAX:072-228-7853
mail:chikyoysui@city.sakai.lg.jp

社協の連絡先

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 地域福祉課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号
電話:072-232-5420 FAX:072-221-7409
mail:chiikifukushika@sakai-syakyo.net